

泉佐野市長
千代松 大耕 様

泉佐野市情報公開審査会
会長 児玉 優子

泉佐野市情報公開条例第15条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年4月15日付け泉佐生農第146号で諮問のあった異議申立て事案について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

泉佐野市長（以下「実施機関」という。）が平成28年2月19日付け泉佐生農第1705号により行った部分公開決定処分により実施機関が非公開とした、事業計画書中7収支計画の収入の項目の欄及び8函面等の備品一覧の内容の欄（3段目から5段目までの項目を除く。）については、公開すべきである。その余の判断は、妥当である。

2 異議申立ての経緯

(1) 異議申立人は、平成28年2月5日、泉佐野市情報公開条例（平成11年泉佐野市条例第27号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、実施機関に対し、「泉佐野市農業振興地域整備計画に伴う農用地区域指定除外について ①申請書 ②公告縦覧書 ③農業委への諮問依頼書 ④農業委への説明資料 ⑤事業計画書H26、H27 ⑥大阪府との調整書」の情報公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は、平成28年2月19日付け泉佐生農第1705号により、次のとおり処分を行い、同日、異議申立人に通知を行った。

ア ①申請書、③農業委への諮問依頼書、④農業委への説明資料、⑤事業計画書H27、⑥大阪府との調整書 部分公開決定処分

イ ②公告縦覧書 公開決定処分

ウ ⑤事業計画書H26 情報不存在決定処分

- (3) 異議申立人は、アの部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）に不服があるとして、平成28年4月12日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行い、実施機関は、同日これを受理した。

3 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、事業計画書中4施設の概要、7収支計画、8図面等、添付書類「保冷库利用計画」「販売計画」（以下「本件文書」という。）を非公開とした処分を取り消すとの決定を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

ア 本件文書で非公開とした部分は、条例第6条第1号の個人情報（以下「個人情報」という。）に当たらず、公開すべきである。

イ 市長が農用地の除外を許可するに当たって、事業計画の実現性又は継続性を判断するために重要な根拠となる情報であり、これらは当然、公開されるべきものである。

ウ 事業計画には、競争相手はおらず、収支計画及び施設計画は、一般的なものであり、非公開にする理由は見当たらない。

エ 農業委員会に提出している事業計画書は、当該計画書に農林水産課が修正を加えており、その事実確認のために情報公開が必要である。

以上のことから、非公開にする理由がなく、本件処分は違法、不当である。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 情報の公開又は非公開の判断は、情報の重要度や実際の競争相手の有無にかかわらず、条例に基づき行うものであり、本件文書のうち非公開とした部分については、条例第6条第2号の法人等情報に該当する。

- (2) 収支計画及び施設計画は、事業計画者の考え方、知恵、工夫等といった営業上のノウハウが入っており、一般的なものではない。

- (3) 農林水産課が事業計画書に修正を加えた事実はなく、その他非公開の理由を上回る公益性は認められない。

以上のことから、本件処分により非公開とした部分については、条例第6条第2号で定められた公開しないことができる情報に該当するものであり、本件処分に違法、不当な点はない。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関が非公開とした本件文書を検分した上で、異議申立人の異議申立書及び意見書並びに実施機関の弁明書、口頭意見陳述及び説明資料に基づき、本件処分の妥当性について調査、審議した結果、次のように判断する。

(1) 本件文書について

本件文書は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく泉佐野市農業振興地域整備計画の農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために農用地区域指定除外申請書と合わせて提出された事業計画書の一部である。

(2) 条例第6条第2号該当性について

条例第6条第2号は、「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」については、当該情報を公開しないことができると規定している。

本件文書の非公開の部分を項目ごとに検討した結果、事業計画書中7収支計画の収入の項目の欄及び8図面等の備品一覧の内容の欄（3段目から5段目までの項目を除く。）の記載内容は、農産物直売所として一般的なものであって、企業秘密には該当せず、公開することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。しかし、その他の非公開部分の記載内容は、販売所の規模、設備計画、予定費用、販売計画等であり、企業秘密に該当するため、公開することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

したがって、本件文書のうち、7収支計画の収入の項目の欄及び8図面等の備品一覧の内容の欄に記載する部分については、同欄の3段目から5段目までの項目を除き、公開すべきである。その余の部分について非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

(3) 条例第8条の適用について

条例第8条は、「公開の請求に係る第6条各号のいずれかに該当する情報が記録さ

れている場合であっても、公益上特に必要があると認められるときは、当該情報を公開することができる」と規定している。

本条は、人の生命、健康等の保護や公金支出に関する不正などの場合には、非公開情報として保護されるべき利益と公開することによる公益上の必要性とを比較、検討した結果、一般的な非公開理由を上回る公益性が認められる場合について、実施機関の裁量的判断による公開を可能とする規定である。

本件異議申立てにおいて、異議申立書及び異議申立人の意見書に、非公開とした部分を公開する公益上の必要性について具体的な主張が記載されておらず、また、異議申立人は口頭による意見陳述を行わなかったため、どのような公益上の必要性があると主張しているのか不明である。

したがって、当審査会としては、第8条による公開を行うべきであるとの判断を行うことはできない。

以上の理由により、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審議等の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり審議等を行った。

年 月 日	審 議 等 の 経 過
平成28年4月15日	実施機関から諮問書を受理
平成28年5月13日	実施機関から弁明書を受理
平成28年6月30日	異議申立人から弁明書に対する意見書を受理
平成28年7月31日	実施機関職員の口頭意見陳述及び聴取 審議（第8回情報公開審査会）